**認知症カフェを始めてみませんか？**

～「守口市認知症カフェ運営補助金交付事業」のご案内～

認知症カフェは、認知症の人、その家族、地域の人など誰もが気軽に集う活動拠点です。

守口市では、認知症カフェを開催する団体等に補助金を助成します。

**【補助の要件】**

1. 認知症地域支援推進員またはそれと同等の専門的知識を有し、認知症の人、その家族

からの相談に対応することができる人員を１人以上配置すること

1. 守口市内に、５人以上集うことが出来る活動拠点があること
2. 毎月１回以上（可能な限り週と曜日を固定）、１回につき２時間程度開催すること

④ 認知症地域支援推進員、地域包括支援センターなど、関係機関との連携を図り、

営利または商業宣伝を目的としないこと 　　など

**【補助内容】**

助成金：上限３６，０００円

　　　　（100円未満は切り捨て）

※実施年度１年間での助成金額です

**【補助対象経費】**

・認知症カフェの会場借上料

・啓発活動等における外部講師への謝金

・消耗品費

・印刷製本費

・郵便料

【補助対象外になる経費】

・一般的に個人で所有するもの

・認知症カフェに伴う食糧費

・支出内容が不明確なもの

お問い合わせは守口市高齢介護課

（06-6992-1610）まで

※各種申請書類は、守口市ホームページ⇒申請書ダウンロードにあります。守口市高齢介護課にも設置しています。

1

**【提出が必要な申請書類一覧】**

M-02　守口市認知症カフェ運営補助金交付申請書

M-03　守口市認知症カフェ運営補助金交付事業計画書

M-04　守口市認知症カフェ運営補助金事業計画概要

添付書類　①認知症カフェ開催予定会場の位置図

②認知症カフェ開催予定会場の写真

M-05　守口市認知症カフェ運営補助金事業予算書

M-06　守口市認知症カフェ運営補助金変更交付申請書

　　　　やむを得ない理由により以下の変更をしようとする場合は、直ちに提出

　　　　●事業の目的を変更するとき

　　　　●事業の実施主体を変更するとき

　　　　●事業の実施場所を変更するとき

●その他、事業計画書・事業計画概要に記載の内容から変更があった場合

M-07　守口市認知症カフェ運営補助金実績報告書

M-08　守口市認知症カフェ運営補助金活動報告書

M-09　守口市認知症カフェ運営補助金事業決算書

　　　　添付書類　補助対象経費の領収書など、根拠となる書類

M-10　請求書

　　　　・右上の日付欄は空欄にしてください。金額も空欄で結構です。

２

**【補助金申請～交付までの流れ】**

３

３

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請～交付の流れ | 留意点 | 関係書類 |
| 補助金交付申請 | 提出は最寄りの  守口市高齢介護課へ | M-２　守口市認知症カフェ運営補助金交付申請書  M-３　守口市認知症カフェ運営補助金交付事業計画書  M-４　守口市認知症カフェ運営補助金事業計画概要  M-５　守口市認知症カフェ運営補助金事業予算書　　　　を提出  ・その他守口市長が必要  と認める書類 |
| 補助金交付決定 | 提出書類を審査の上  交付が決定されれば、  守口市から申請者宛に  通知します | ・守口市認知症カフェ  運営補助金交付決定通知書 |
| 実績報告書提出  →翌年度４月１０日まで  （閉庁日の場合は  翌開庁日まで） | 提出は守口市高齢介護課へ  ※補助対象経費の領収書またはレシートの添付(コピーも可)が必要ですので、必ず保管をお願いします。  領収書やレシートは、補助対象経費のみ記載されたものを提出いただくよう、ご協力をお願いします。 | Ｍ-７　守口市認知症カフェ運営補助金実績報告書  M-８　守口市認知症カフェ運営補助金活動報告書  M-９　守口市認知症カフェ運営補助金事業決算書  M-１０　請求書　　　　　を提出  事業を実施した詳細が分かる資料（パンフレット、プログラム等）を提出  ・その他守口市長が必要  と認める書類 |
| 補助金交付決定  →確定から３０日以内に  　指定口座に入金します | 提出書類を審査の上、  交付額が確定されれば、  守口市高齢介護課から  申請者あてに通知します | ・守口市認知症カフェ  運営補助金交付決定  通知書 |
| ※やむを得ない理由により、申請内容から変更しようとする場合 | 提出は守口市高齢介護課へ | M-6　守口市認知症カフェ運営補助金変更交付申請書  を直ちに提出 |
| ※年度途中で活動終了または廃止するとき | 提出は守口市高齢介護課へ | ※年度途中で活動終了または廃止等の場合で、補助金の交付を希望する場合は、実施月までの「実績報告書提出」に記載のある関係書類を活動終了または廃止した翌月１０日までに提出してください |

４

４